# 当社工場敷地内における土壌調査結果について

2013 年 7 月 31 日 ソニーイーエムシーエス株式会社

当社は今年3月末に閉鎖した岐阜県美濃加茂市の工場敷地内において、今後、当該施設の有効活用を視野に、自主調査を実施して参りました。その結果、社員用駐車場の一部で土壌汚染対策法(以下「法令」といいます)において定められた基準値を超えるふっ素が検出されましたので、調査の概要と今後の対応について下記の通りお知らせいたします。

記

### 1 調査の概要

- ① 調査対象地: 岐阜県美濃加茂市本郷町 9-15-22 (調査対象面積:55674.42 平方メートル)
- ② 調査方法:第1種特定有害物質(揮発性有機化合物全11種類)、第2種特定有害物質(重金属等全9種類)及び第3種特定有害物質(PCB1種類)について、法令において要求されるレベルの調査を実施

#### ③ 調査結果:

| 対象物質**3    | 土壌溶出量(mg/L) <sup>※1</sup> |         | 土壌含有量(mg/kg) <sup>※2</sup> |        |
|------------|---------------------------|---------|----------------------------|--------|
|            | 基準値                       | 分析結果    | 基準値                        | 分析結果   |
| ふっ素及びその化合物 | 0.8                       | 0.9~1.4 | 4000                       | 100 未満 |

- ※1 土壌に含まれる対象物質が地下水に溶け出し、対象物質を含んだ地下水を摂取した場合の健康への 影響を考慮した基準値
- ※2 土壌に含まれる対象物質を直接摂取した場合の健康への影響を考慮した基準値
- ※3 その他調査対象とした物質については、全て法令に定められた基準値を下回っています。

### 2 原因

当社は調査対象地を昭和55年に取得して以降、調査対象地内に建設した工場においてカメラレンズ製品の組み立て等を行っていました。その際、製品の表面処理工程において、ふっ素化合物を使用していましたが、ふっ素化合物の使用が確認された土地において調査を行った結果、検出されたふっ素(その化合物を含む。以下同じ)の土壌溶出量及び土壌含有量は法令に定める基準値以下でした。基準値以上のふっ素が検出された箇所(全調査区画407箇所のうち4箇所)は、調査対象地の取得当初より社員用駐車場として利用しており、基準値を上回るふっ素が検出されたことは、当社の事業に起因するものでは無いと考えます。また、調査対象地は現状アスファルト舗装により被覆されていますので、土壌の流出や飛散、雨水の流入等は生じないものと想定されます。

# 3 今後の対策等について

当社は岐阜県の定める手続きに従い、既に岐阜県中濃振興局環境課へ上記調査結果を報告しており、今後は岐阜県中濃振興局環境課の指導を仰ぎつつ、基準値を超えるふっ素が検出された区画に関して深度方向の追加調査を行い、かかる調査の結果を踏まえて適切に対処して参ります。なお、本土壌調査の結果が跡地売却等の活動へ与える影響はないものと考えております。

また、上記調査の過程で調査対象地の地下水(※調査対象地内の7地点において計測)に含まれるふっ素についても調査を行いましたが、法令に定める基準値を超えるふっ素は検出されていません。

本件に関する問合せ先 ソニーイーエムシーエス株式会社 総合企画室

内山 (TEL.0564 - 63 - 0293)

谷岡 (TEL.0564 - 63 - 0545)